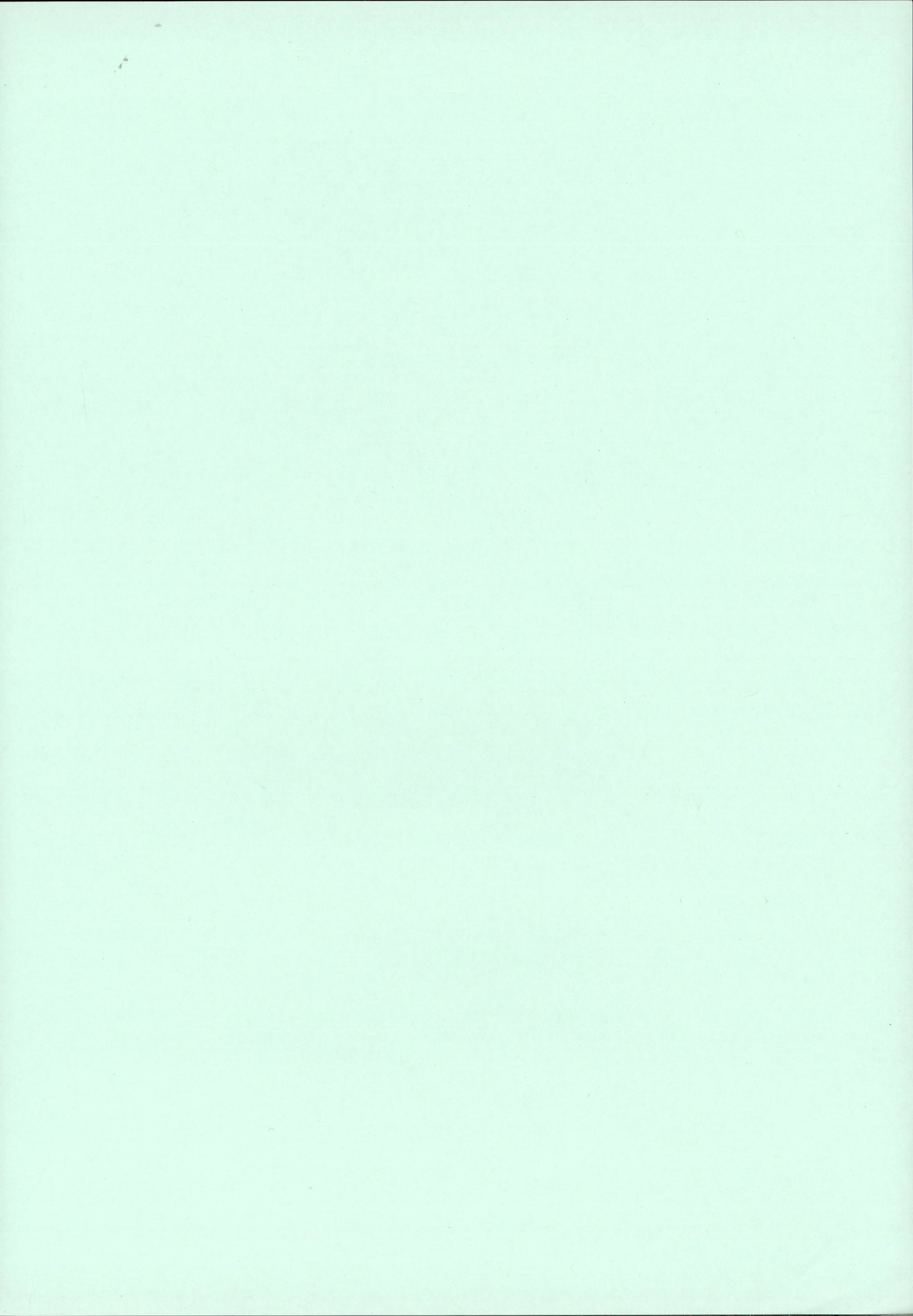




第1回福生市議会臨時会会議録（第6号）

平成19年5月17日福生市議会議場に第1回福生市議会臨時会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	清水 義朋君	2 番	末次 和夫君	3 番	杉山 行男君
4 番	乙津 豊彦君	5 番	堀 雄一朗君	6 番	原田 剛君
7 番	加藤 育男君	8 番	串田 金八君	9 番	田村 昌巳君
10 番	増田 俊一君	11 番	奥富 喜一君	12 番	阿南 育子君
13 番	羽場 茂君	14 番	青海 俊伯君	15 番	大野 聰君
16 番	高橋 章夫君	17 番	原島 貞夫君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	副 市 長	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総 務 部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部 長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	子 ど も 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	清水喜久夫君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 榮喜君	議会事務 次 長	藤田 充君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
臨時速記 事務補佐員	大迫 曄子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成19年第1回福生市議会臨時会議事日程

開議日時 5月17日（木）午前10時

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 副議長の選挙
- 日程第7 常任委員会委員の選任
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任
- 日程第9 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（福生市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 議案第36号 福生市監査委員の選任について

平成19年第1回福生市議会臨時会議事日程

(追加その1)

- | | |
|--------|---------------------|
| 追加日程第1 | 瑞穂斎場組合議会議員の選挙 |
| 追加日程第2 | 西多摩衛生組合議会議員の選挙 |
| 追加日程第3 | 東京たま広域資源循環組合議会議員の選挙 |
| 追加日程第4 | 東京都市収益事業組合議会議員の選挙 |
| 追加日程第5 | 福生病院組合議会議員の選挙 |

平成19年第1回福生市議会臨時会議事日程

(追加その2)

- | | |
|---------|-----------------------|
| 追加日程第6 | 議案第37号 福生市監査委員の選任について |
| 追加日程第7 | 特別委員会の設置に関する動議 |
| 追加日程第8 | 特別委員会の設置に関する動議 |
| 追加日程第9 | 議員派遣について |
| 追加日程第10 | 特定事件の継続調査について |

午前9時58分 開議

○議会事務局長（吉野榮喜君） おはようございます。

議員の皆様におかれましては、このたびの選挙におきまして見事に市議会議員の榮譽を勝ち取られ、まことにめでとうございます。

今回は、市議会議員選挙後、初めての議会でございますので、先例に倣いまして議会事務局長の職名をもちまして御参集をいただいた次第でございます。何とぞ、御了承のほどお願い申し上げます。

ここで、議長選挙のための職務を行う臨時議長として、地方自治法第107条の規定によりまして、出席しておられます年長議員の原島議員を御紹介申し上げます。

原島議員、議長席にお着きをお願いいたします。

（原島貞夫議員議長席に着く）

○臨時議長（原島貞夫君） 市議会議員選挙後、初めての議会でございますので、地方自治法の規定によりまして、議長が選挙されるまで年長議員であります私が、臨時議長の職務を行わせていただきます。よろしく御協力のほど、お願いいたします。

~~~~~

午前10時 開会・開議

○臨時議長（原島貞夫君） ただいまから、平成19年第1回福生市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~

○臨時議長（原島貞夫君） 日程第1、この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席については、ただいま御着席の議席を指定いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時1分 休憩

~~~~~

午前11時 開議

○臨時議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○臨時議長（原島貞夫君） ただいまの出席議員数は20人であります。

お諮りいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、1番、清水義朋君、2番、末次和夫君を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、立会人に、1番、清水

義朋君、2番、末次和夫君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○臨時議長(原島貞夫君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(原島貞夫君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○臨時議長(原島貞夫君) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次議長席に向かって右側から入り、投票箱の後ろ側を回り、投票した後、左側に抜けて自席にお戻り願います。

事務局長より点呼いたします。

(吉野議会事務局長点呼)

(順次投票)

○臨時議長(原島貞夫君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(原島貞夫君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1番、清水義朋君、2番、末次和夫君の立ち会いを願います。

(開票)

○臨時議長(原島貞夫君) 事務局長より選挙の結果を報告させます。

○議会事務局長(吉野榮喜君) それでは、議長の選挙の結果につきまして御報告申し上げます。

投票総数、20票、有効投票、20票、有効投票中、原島貞夫議員、18票、奥富喜一議員、1票、大野悦子議員、1票、以上でございます。

○臨時議長(原島貞夫君) ただいま事務局長が報告したとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、不肖私が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(原島貞夫君) 私が議長に当選しましたので、あいさつをさせていただきます。

(議長 原島貞夫君登壇)

○議長(原島貞夫君) 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまの選挙の結果、議長という大役を仰せつかりました。本当にありがとうございました。

もとより、浅学非才、未熟者ではございますが、福生市の発展のため、議会運営円

滑のために粉骨碎身してまいる所存でございます。どうか議員の皆様方、また理事者の皆様方の温かい御指導、御鞭撻をお願いすると同時に、絶大なる御協力のほどを賜りますよう衷心よりお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 以上で議長の選挙を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

~~~~~

午前11時25分 開議

○議長(原島貞夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第3、議席の指定を行います。

議席について、局長から発表いたします。

○議会事務局長(吉野榮喜君) それでは、発表いたします。

1番、清水義朋議員、2番、末次和夫議員、3番、杉山行男議員、4番、乙津豊彦議員、5番、堀雄一朗議員、6番、原田剛議員、7番、加藤育男議員、8番、串田金八議員、9番、田村昌巳議員、10番、増田俊一議員、11番、奥富喜一議員、12番、阿南育子議員、13番、羽場茂議員、14番、青海俊伯議員、15番、大野聰議員、16番、高橋章夫議員、17番、原島貞夫議員、18番、大野悦子議員、19番、田村正秋議員、20番、小野沢久議員、以上でございます。

○議長(原島貞夫君) 議席につきましては、局長から発表したとおり指定いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第80条の規定により、1番、清水義朋君、2番、末次和夫君、3番、杉山行男君、以上3名を指名いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) この際、報告事項がありますので、事務局長から報告を願います。

(吉野議会事務局長報告)

- 1 平成19年第1回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)
- 2 議案の送付について(議案第36号外2件)(別添参照)
- 3 市議会議事説明員の委任について(別添参照)
- 4 議案説明員の出席要求について(別添参照)
- 5 平成19年2月分例月出納検査の結果について(別添参照)
- 6 本会議資料の提出について(報告第1号、第2号関係)(別添参照)

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今次、臨時会の会期につきましては、本日 1 日限りとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第 6、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（原島貞夫君） ただいまの出席議員数は 20 人であります。

お諮りいたします。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 3 番、杉山行男君、4 番、乙津豊彦君

を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 異議なしと認めます。よって、立会人に 3 番、杉山行男君、4 番、乙津豊彦君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（原島貞夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（原島貞夫君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。

事務局長より点呼いたします。

（吉野議会事務局長点呼）

（順次投票）

○議長（原島貞夫君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

3 番、杉山行男君、4 番、乙津豊彦君の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（原島貞夫君） 事務局長より選挙の結果を報告させます。

○議会事務局長（吉野榮喜君） それでは、副議長の選挙の結果につきまして御報告申し上げます。

投票総数、20票、有効投票、19票、無効投票、1票、有効投票中、羽場茂議員17票、大野悦子議員、1票、奥富喜一議員、1票、以上でございます。

○議長（原島貞夫君） ただいま事務局長が報告したとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、羽場茂君が副議長に当選されました。（拍手）

ただいま副議長に当選されました羽場茂君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（原島貞夫君） 副議長に当選されました羽場茂君から、ごあいさつを願います。

（副議長 羽場茂君登壇）

○副議長（羽場茂君） ただいま、皆様から選挙によりまして副議長の大任を仰せつかりました羽場茂でございます。全力で議長の補佐をし、議会のスムーズな運営と、そして福生市議会の発展のために全力で取り組んでまいる決意でございますが、お見かけどおり何分浅学非才の若輩者でございますので、皆様方の厳しい指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（原島貞夫君） 以上で副議長の選挙を終わります。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

~~~~~

午後2時57分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

常任委員会委員について、事務局長から発表いたします。

○議会事務局長（吉野榮喜君） それでは、常任委員会委員でございますが、まず、総務文教委員会委員、末次和夫議員、堀雄一郎議員、田村昌巳議員、羽場茂議員、大野聰議員、高橋章夫議員、小野沢久議員。

続きまして、建設環境委員会委員でございます。

清水義朋議員、乙津豊彦議員、加藤育男議員、青海俊伯議員、大野悦子議員、田村正秋議員。

続きまして、市民厚生委員会委員でございます。

杉山行男議員、原田剛議員、串田金八議員、増田俊一議員、奥富喜一議員、阿南育

子議員、原島貞夫議員、以上でございます。

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

ただいま事務局長から発表いたしましたとおり、常任委員会委員としてそれぞれ指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後３時 休憩

~~~~~

午後３時１７分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、三常任委員会から正副委員長の互選結果について報告が参っておりますので、事務局長から報告いたします。

（吉野議会事務局長報告）

１ 常任委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告について（別添参照）

○議長（原島貞夫君） ただいま事務局長から報告いたしましたとおり、それぞれ就任が決まっております。

ここで、委員長及び副委員長になられた方々から順次ごあいさつを願います。

まず、総務文教委員会委員長、田村昌巳君

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、この場をおかりしましてごあいさつをしたいと思います。

委員の皆さんの互選によりまして、委員長を拝命いたしまして、大変だと思いますが、頑張っていきたいと思えます。

スムーズな委員会運営をしてみたいと思えますし、特に皆さんの御指導、御鞭撻がないと委員長もやっていけないと思えますので、ぜひとも議員の皆さん、また行政の皆さんの力をかりたいと思っております。よろしく願いをいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（原島貞夫君） 次に、総務文教委員会副委員長、堀雄一郎君。

（総務文教副委員長 堀雄一郎君登壇）

○総務文教副委員長（堀雄一郎君） このたび、副委員長の大任を拝しました堀雄一郎でございます。委員会の円滑な運営に委員長を全力で補佐し、働いてまいりたいと思えます。若輩ではございますが、皆様に御指導をいただきながら、ぜひ任務を全うさせていただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。（拍手）

○議長（原島貞夫君） 次に、建設環境委員会委員長、加藤育男君。

（建設環境委員長 加藤育男君登壇）

○建設環境委員長（加藤育男君） よろしく願いいたします。このたび、委員の皆様の互選をいただきまして建設環境委員長という大役を仰せつかりました加藤育男で

ございます。もとより浅学非才で、見てのと通りの若輩者でございますので、委員会の価値ある運営のために皆様のお力がぜひとも必要でございます。ぜひ、より一層の御指導、御鞭撻をいただきまして、建設環境委員会がより一層発展できるようによろしくお願い申し上げます。以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長(原島貞夫君) 次に、建設環境委員会副委員長、乙津豊彦君。

(建設環境副委員長 乙津豊彦君登壇)

○建設環境副委員長(乙津豊彦君) 一言ごあいさつを申し上げます。副委員長に互選されまして上がっておりますが、乙津豊彦と申します。頭は白いのですが、何分このような仕事は初めてでございます。皆様方の御協力をちょうだいいたしまして、委員長を補佐し、仕事を全うしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 次に、市民厚生委員会委員長、阿南育子君。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 先ほど、市民厚生委員会で互選によりまして市民厚生委員長、大きな役を賜りました阿南育子でございます。大変緊張をしております。皆様の御協力をいただきまして委員会がスムーズに、そして活発に行われていきますように努力してまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 次に、市民厚生委員会副委員長、杉山行男君。

(市民厚生副委員長 杉山行男君登壇)

○市民厚生副委員長(杉山行男君) 先ほど、市民厚生委員の皆さんの互選をいただきまして、副委員長という大任を仰せつかりました。委員長を全力で支えて、一生懸命委員会を皆様のために頑張りたいと思っております。どうぞよろしく御指導のほどお願いしたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 以上で、三常任委員会の正副委員長のあいさつは終わりました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

議会運営委員会委員について事務局長から発表いたします。

○議会事務局長(吉野榮喜君) それでは、議会運営委員会委員につきまして、御報告申し上げます。

加藤育男議員、田村昌巳議員、奥富喜一議員、阿南育子議員、青海俊伯議員、大野聰議員、大野悦子議員、小野沢久議員、以上でございます。

○議長(原島貞夫君) お諮りいたします。

ただいま事務局長から発表いたしましたとおり、議会運営委員会委員としてそれぞれ指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時28分 休憩

~~~~~

午後3時38分 開議

○議長(原島貞夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議会運営委員会から正副委員長の互選結果について報告が参っておりますので、事務局長から報告をさせます。

(吉野議会事務局長報告)

1 議会運営委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告について(別添参照)

○議長(原島貞夫君) ただいま事務局長から報告いたしましたとおり、それぞれ就任が決まっております。ここで、委員長及び副委員長になられた方々から順次ごあいさつを願います。

まず、議会運営委員会委員長、大野聰君。

(議会運営委員長 大野聰君登壇)

○議会運営委員長(大野聰君) ただいまの議会運営委員会におきまして、互選によりまして委員長に御推挙をいただきました大野聰でございます。

もとより、諸先輩がいらっしゃる中で、まだまだ若輩者の私が委員長に就任させていただくこと、非常に厳しい、大変な役だというふうに思っております。

ただ、福生市議会のすばらしい伝統を皆様とともにこれからも守っていきたいと思っております。副委員長ともども一生懸命に頑張りますので、皆さんの御協力のほどぜひよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 次に、議会運営委員会副委員長、奥富喜一君。

(議会運営副委員長 奥富喜一君登壇)

○議会運営副委員長(奥富喜一君) 委員会の互選をいただきまして、副委員長を務めることになりました奥富喜一です。

前回、ずっと以前に1度ほどやらせていただきましたが、議会の運営を円滑にしていけることが非常に大切かと思っておりますので、全力で頑張りますので、御協力、よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 以上で、議会運営委員会の正副委員長のあいさつは終わりました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第9、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて(福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市民部長 石川弘君登壇)

○市民部長(石川弘君) 御指名をいただきましたので、報告第1号、専決処分の承

認を求めることにつきまして、その内容を御説明申し上げます。

国では、平成19年度政府・与党の税制改正大綱を踏まえ、地方税法の一部を改正する法律案が国会に提案され、平成19年3月6日、衆議院、3月23日、参議院において可決、成立したことにより、平成19年3月30日公布され、4月1日、施行されたところでございます。

このことによりまして、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じたわけでございますが、議会にお諮りするいとまがございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年3月31日をもって福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げますとともに、御承認賜りたくお願い申し上げます。

それでは、お手元の専決処分書の条例第17号、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の改正内容につきまして、御説明申し上げます。

お手元に御配付の本会議資料、新旧対照表を中心に御説明させていただきます。御参照のほど、よろしくお願い申し上げます。

新旧対照表でございますが、左側が改正案、右側が現行となっております。改正部分につきましてはアンダーラインで示されております。また備考欄には例規集のページと、二重丸でお示ししてございますものは改正内容の要旨でございます。

それでは、新旧対照表の1ページで、例規集は869ページでございます。

第23条第1項は、市民税の納税義務者の規定でございますが、改正要旨は、信託法の改正に伴う法人市民税の納税義務者の追加をいたそうとするもので、改正後、「第5号の者に対しては法人税割額によって」を加えるものでございます。

次に、同項に新たに第5号を追加し、法人課税信託の引き受けを行う納税義務者の規定をいたそうとするものでございます。

次の、第23条中第2項は、用語の条文整備、第3項は第1項第5号の規定を盛り込んだことによりまして、「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、その他、用語の条文整備をいたそうとするものでございます。

次の、第31条第2項中、枠内の法律番号を第23条第1項第5号で規定いたしましたことにより、削除させていただくものでございます。

次に、3ページから4ページになりますが、現行の第33条の5及び、4ページになりますが、第33条の6の2を削除し、改正後新たに、3ページになりますが、第33条の5、第1項から第3項までを、「法人等の市民税の課税の特例」として組みかえ、条文整備をしようとするものでございます。

次に、4ページになりますが、例規集は899ページでございます。第83条、たばこ税の税率についてでございますが、これは税率の改正をしようとするものではなく、既に、現在のたばこの税率は平成18年1月1日より、附則第21条、例規集では934ページになりますが、特例措置といたしまして1000本につき「3064円」を「3298円」に改正済みで、附則により定めております。このたびの地方税法の改正において、附則から本則化したことにより、福生市税賦課徴収条例におきま

しても附則の特例税率を廃止し、本則化するものでございます。

次に、4ページから5ページにかけてでございますが、第112条の第5項は条項の条文整備でございます。

次に、附則条例第12条の2、第5項及び第6項につきましても、条項の条文整備となっております。

次に、6ページでございます。第7項では、国民生活への配慮として長寿社会における住宅のバリアフリー化を支援する観点から、高齢者等の居住する既存の住宅等の一定のバリアフリー改修工事に対する固定資産税の減額措置の規定でございます。改修工事が完了した年の翌年度分に限り、3分の1の減額をするもので、この適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、第1号から第7号により申告に必要な書類等を添付し、市長に提出しなければならないとするもので、新たに新設されたものでございますが、既に5月15日発行の広報紙に掲載をさせていただいております。

次に、第13条の3、第1項及び第2項は、「平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例」の新設でございますが、従来までは当該鉄軌道用地に沿接する土地価格の3分の1に相当する価格によって、その価格を求めるものとされておりましたが、最近における駅構内の空きスペース等への商業施設の展開、また、さまざまな形態での土地利用がなされてきたことから、国では鉄軌道評価部会を設置し検討を行い、平成19年度から評価方法を変更することとなり、改正が行われたところでございます。

この改正に伴いまして、当該鉄軌道用地のうち、鉄道施設と商業施設の床面積の割合で敷地面積を案分し評価額を求めるもので、いわゆる運送の用に供する部分は従来どおり3分の1の価格を基準に、また運送以外の用に供する部分については新たに複合利用鉄軌道用地となり、これら駅中において営業等にかかわる鉄軌道用地の評価は、付近の土地の価格を基準にそれぞれ評価を求めるものでございます。19年度分、20年度分の課税標準は、前年度の「固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする」ものでございます。

また、建物につきましては運送の用に供する部分を有する建物のうち、運送以外の用に供する部分の床面積が10平方メートル未満のものは、土地に与える影響が極めて少ないことから該当しないこととなっております。

また、運送以外の用に供する部分に幾つかの建物が連たんする場合には、合計床面積が250平方メートル以下につきましてはすべてを運送の用に供する建物となり、見直しによる課税の対象外とのことでございます。

次に、7ページでございますが、附則第19条の2、第3項中、租税特別措置法の改正に伴いまして、「第36条の5から第37条まで」を「第36条の5、第37条」に改正し、条項の条文整備を行うものでございます。

次の、附則第20条の2の2につきましても、証券取引法が金融商品取引法に改正されたことによる条文整備となっております。

次の、第20条の2の3につきましては、上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に

係わる市民税の課税の特例の軽減税率の適用期間を、「平成20年度」までを「平成21年度」までに1年間延長しようとするものでございます。

次に、8ページでございますが、第20条の3、第7項につきましても、特定株式譲渡に対する特例適用期間を「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」まで2年間延長しようとするものでございます。

次に、第20条の6、第3項でございますが、租税条約の規定に基づいて実施している市民税の特例期間を、「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」まで1年間延長しようとするものでございます。

次に、9ページでございます。附則第20条の7、保険料に係わる個人の市民税の課税の特例で、租税条約実施特例法の規定に伴う所得割の納税義務者が支払った、または控除される保険料については、社会保険料とみなし、第2項において社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用し、「医療費控除額」とあるのは「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものでございます。

次の第21条たばこ税の税率の特例でございますが、例規集は934ページでございます。現行の第21条第1項は、本則に条例化したことにより削除し、同条第2項中「平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた及び前項」を削除し、同項を「同条第1項」とし、「同条第3項」を「同条第2項」に条文整備しようとするものでございます。

附則といたしまして、第1条の施行期日は、平成19年4月1日とするものでございます。ただし、第1号の附則第19条の2第3項の改正規定は、平成20年4月1日とし、次の第23条及び第31条第2項の改正規定は、信託法の施行日とするものでございます。

また、附則第20条の2の2、第1項の改正規定は、証券取引法の一部を改正する法律の施行日といたそうとするものでございます。

次に、第2条の市民税に関する経過措置でございますが、改正後の福生市税賦課徴収条例附則第20条の7第1項の規定は、平成19年4月1日以降に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用するものでございます。

次に、第3条の固定資産税に関する経過措置でございますが、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、平成19年3月31日をもちまして専決処分をさせていただきました内容の説明とさせていただきますが、御審議賜りまして、原案のとおり御承認くださいますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わります。

これより本案に対する質疑を行います。

○14番（青海俊伯君） 1点、お伺いいたします。一部改正新旧対照表、本会議資料、6ページの7項、「高齢者等の居住する既存の住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置の創設」と、こうなっておりますが、概ね、モデルだとか試算が出ていますでしょうか。対象として福生はどれぐらいの件数があるのか、あるいはモデ

ルとして何平米の、こういうふうな形のバリアフリー改修をすると、固定資産税がどれぐらいになるか等についてわかりやすい、市民がだれでもわかるような形での説明ができましたら、お願いをいたしたいと、以上でございます。

○市民部長（石川弘君） この件につきましては、5月15日発行の広報紙で掲載をさせていただきましたが、当該住宅にかかわる税額が、改修工事が完了した年の翌年度分に限り3分の1の減額ということで、1戸当たり100平米相当分までというふうになっております。

また、対象でございますが、平成19年1月1日以前に建築した住宅の、高齢者、あるいは障害者等が居住するもので、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行ったものでございまして、補助金などを除く自己負担が30万円以上のものが完了したものであるというふうになっております。いわゆる、これらを受けまして、受けるためには工事内容等を確認できる書類等を添付して、改修後3カ月以内に申告していただく、このようなことになっているところでございます。

○14番（青海俊伯君） 今、いつまでの分というところの、また100平米までで3分の1までと、そうなった場合に、仮に100平米をやった場合にどのくらいの控除になりますか。試算が出ますか。一定の条件、100平米までで、30万円以上をやって、この手続をとってやったならば――モデルの計算でも結構でございます、何かありましたら。

○市民部長（石川弘君） 大変申しわけございません。モデルとしては今、試算はしてございませんが、いろいろな条件がございまして、改修した建物の金額、あるいはそれらによって違ってまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

○14番（青海俊伯君） そういうことでございましたならば、ぜひとも――これだけ読むと、バリアフリー改修に伴って固定資産税が減額になるというのはわかっても、どれぐらいやったらどうなるかわからないといけないので、簡単なモデルでいいから、市民の人から問い合わせが来たとき等にわかるような仕組みと言いますか、またここでは七つばかり納税義務者の住所、氏名、名称から始まって、工事完了したときから3月を経過した後に申告書を提出する場合に云々とありますけれども、具体的な手順等も、わかりやすく利用できるように、何かこれの添付資料みたいな形のものをぜひとも用意していただきたいと要望しておきます。以上でございます。ありがとうございました。

○20番（小野沢久君） 第13条の3号の関係ですけれども、以前から駅中の問題は取り上げてまいった経過があるのですが、東京都発で国が直したという一つの例でしようけれども、先ほどの説明では10平米未満、随分小さいのが対象になるのだなと思うのですが、10平米未満、あるいは複合では250平米以下ということで、結構多くなってくるのですが、実際に我が市の中で影響があるとすれば、これは福生駅しか考えられるところがないのですが、この対象になるのかどうかということだけちょっとお願いします。

○市民部長（石川弘君） いわゆる駅中ビジネスと言われることから改正があったと

ころでございますが、福生市の場合、福生駅、牛浜駅、拝島駅とありますが、福生駅につきましては先ほどの説明で250平方メートル未満は対象外だということで、調べましたところ自由通路の売店等は合計床面積が約111.4平米と非常に小さい店が連たんしているものですから、これは対象外である。それから、ホームの中のキオスク、売店ですが、これらにつきましても10平米未満は対象外ということで、あいったキオスクの売店等につきましては約1坪程度というような小さなところでございますので、残念ながら福生市としてはこの見直しによる増収というところは見込めないかというふうに思っております。

○20番（小野沢久君） 期待をしたのですけれども、結果としてこれではどうしようもないので、これはいたし方ないことですので、結構でございます。

○11番（奥富喜一君） 地方税法の改正が3月30日公布ということなので、4月1日施行ですから、専決は事務処理上、やむを得ないというふうに考えますが、この7ページの問題ですが、附則第20条の2の2、第1項、証券取引法を拡大して金融商品取引法に改める、この件と、下のところまで、このページと次のページぐらいまでですか、国策として不況対策で定率減税とともに有価証券取引引きについても減税を行った経過があるわけです。ところが、庶民の生活はほとんど景気の回復がされていないのに、景気回復と称して、昨年、自民党と公明党が定率減税の10%の削減、今年は定率減税を全廃をした。逆に、現実には回復している大企業や大金持ちには減税に継ぐ減税、この証券取引法についても、その減税対象の適用、対象範囲をさらに、金融商品取引法等を拡大したわけです。

そこでお尋ねしたいのですが、証券取引法を拡大して、金融商品取引法に改めるということにより、どの程度の住民税の減収となるのか。あと、定率減税が逆に全廃された今、同じくこの法を廃止した場合に住民税の増収となる金額はどの程度を見込むことができるか、このことをお聞かせいただきたい。

○市民部長（石川弘君） 金融商品取引法への名称変更に伴います税の影響等でございますが、この法律につきましては御存じのとおり株式、あるいは債権などの有価証券の発行、あるいは売買に伴う法でございます。改正の中では名称の変更とあわせて投資性の強い金融商品を幅広く対象とする横断的な制度の整備、あるいは公開買付けに関する開示制度や大量保有報告制度の整備、あるいは四半期報告制度の導入、これらが改正されたわけでございますが、株式等がどのように流れ、あるいはどのように処理されていくのかという大変難しいところございまして、実はこの歳入につきましては、取引にかかわる市の歳入といたしましては、東京都から一括して株式譲渡所得割交付金と、交付金というような、あるいは利子割交付金というような形で入ってくることになっておりますので、市税、いわゆる住民税での影響というのはなかなか算出が難しい、出ないであろうというふうに御理解をいただきたいと思います。

それから、2点目の定率減税の廃止に伴います影響額ということでございますが、平成19年度の予算編成の中での試算額は、定率減税の廃止に伴う額では約1億6100万円というような数値でございます。

○11番（奥富喜一君） ちょっとすみません。僕の聞き方が悪かったのですが、一番目の一括指定交付金として入ってくるということで、それはいいと思うのですが、定率減税の全廃で1億6100万円増収になるのだけれども、有価証券の関係、こちらは従前のままの形でいったとしても、2割入っていたものが1割というのか、その率の細かいところはわかりませんが、そこで入ってくるものがあるわけです。それを同じとした場合にどの程度、これをなくしてしまった場合、要するに定率減税を廃止したのだから、有価証券の方だって廃止してもいいではないか。そうすれば、福生市にその分、お金が入ってくるわけです。そこはわかりませんか。

わからないということでしたらしょうがないのですが、当然相当な増収が見込まれると私は考えます。ことしは、税のフラット化の影響で、5%で済んでいたという方が10%と、比較的金額的には、税収としては少ないのですが、影響を与えるものとしてはというか、払う側とすれば倍のお金になるということで、大変な負担増になるわけです。逆に、15%だった方は10%に減税されるということで、比較的低所得者の方には大幅な増税と、比較的高所得者には逆に減税と。税源移譲による住民税の増税もさらにそれに加わって、これは、税収そのものは若干ある程度ですが、払う方の側とすれば感覚的には増税。さらに、去年の定率減税の10%の削減に引き続いて、定率減税の全廃の影響ということで、住民税が一般の方全員に増税ということになるわけです。

全体として、比較的低所得の方には強い増税。比較的所得の多い方には減税という税の不公平の拡大を含む内容ですので、地方税法の改正という点では専決処分ということではありますが、庶民の立場からは同意できないということだけ述べておきたいと思います。

○6番（原田剛君） 細かいことで申しわけないのですが、6ページの7項の5行目にありますが、「施行規則附則第7条第8項各号に掲げる」というところがございます。これが、先日、議員打ち合わせでいただいたところによりますと、これが「第7条第7項」となっているのです。それと同じようにその下の第13条の3、ここの3行目に「課税標準は、第61条第2項」となっておりますが、その部分も先日いただいたものでは「第51条」となっておりますが、どちらが正しいか教えていただけますでしょうか。

○議長（原島貞夫君） 暫時休憩いたします。

午後4時10分 休憩

~~~~~

午後4時12分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4時20分まで休憩いたします。

午後4時12分 休憩

~~~~~

午後4時18分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長（石川弘君） 大変複雑な条文改正でございまして、御迷惑をかけておりますが、実はこの議案書につきましては正しいものでございまして、この本会議資料の新旧対照表につきましてはちょっと間違えておりますので、大変申しわけございません。訂正方をお願いさせていただきたいと思います。

6 ページでございまして、「第7条第8項」のところが「7項」というふうに訂正をお願いしたいと思います。

それから、中段でございまして、13条の3の3行目でございまして、「第61条」を「51条」と、こういうふうに訂正をお願いできればと思いますが。（本会議資料福生市税賦課徴収条例の一部改正新旧対照表6ページ参照）

○議長（原島貞夫君） 暫時休憩いたします。

午後4時20分 休憩

~~~~~

午後4時22分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長（石川弘君） 大変申しわけございません。非常に複雑でございまして、新旧対照表の6ページでございまして、6行目に「を受けようとする者は、」の次に議案書の2ページ一番下から6行目でございまして、「同条第11項に規定する改修工事が完了した日から3月以内に」と、これが抜けておりますので、大変申しわけございません。（本会議資料福生市税賦課徴収条例の一部改正新旧対照表6ページ参照）

○6番（原田剛君） 今のことで了解いたしました。ありがとうございます。

○議長（原島貞夫君） ただいま、理事者から資料の訂正がありました。本件についてはよろしく訂正方お願いいたします。

ほかに御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第1号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

報告第1号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（原島貞夫君） 起立多数であります。よって、報告第1号は原案のとおり承

認されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第10、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（福生市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、報告第2号、専決処分の承認を求めることにつきまして、その内容の御説明を申し上げます。

専決処分をさせていただきました条例は、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例でございますが、本案は、ただいま御承認いただきました報告第1号と同様に、地方税法の一部を改正する法律が可決、成立し、平成19年3月30日公布、平成19年4月1日、施行されたことによりまして、福生市都市計画税条例につきましても一部改正の必要が生じてまいりましたわけでございますが、議会にお諮りするいとまがございましたので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成19年3月31日をもって専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりここに御報告申し上げ、御承認賜りたくお願い申し上げます。

それでは、専決処分書、条例第18号、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例の改正内容につきまして御説明申し上げますが、お手元に御配付の本会議資料、新旧対照表を御参照いただきたいと思います。改正内容につきまして、御説明させていただきます。例規集は1046ページでございます。

第2条の納税義務者、第2項中でございますが、地方税法の第349条の3、固定資産税の課税標準の特例で、さまざまな法人、協会、機構等がございますが、それぞれ各項の改正によりまして項ずれが生じておりますので、これらを条文整備させていただくものでございます。

次に、附則第16項でございますが、例規集は1050ページでございます。第16項の附則第15条は固定資産税等の課税標準の特例で、改正前、地方税法の改正によりそれぞれ8項を削除し、改正後、第16項の次に「法」を加えさせていただき、「法附則」とし、各項につきましては8項を加えさせていただき、条文整備をいたそうとするものでございます。したがって、本条例の改正につきましては、地方税法改正に伴いまして生じた各項の改正に応じた条文整備となっているところでございます。

附則といたしまして、第1項の施行期日を平成19年4月1日といたそうとするものでございます。

第2項の経過措置は、この条例による改正後の福生市都市計画税条例の規定は、平成19年度以降の年度分の都市計画税について適用し、平成18年度分までの都市計画税については、従前の例によるものでございます。

以上、平成19年3月31日をもって専決処分させていただきました内容の説明とさせていただきますが、御審議賜りまして、原案のとおり御承認くださいますよ

うお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わります。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第2号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 異議なしと認めます。よって報告第2号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

報告第2号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第11、議案第36号、福生市監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 大変御苦労さまでございます。過日の選挙後、初めての議会ということでございまして、御当選を心からお喜びを申し上げますとともに、それぞれ役職も決まりつつあるようございまして、これからぜひよろしくお願い申し上げたいと存じます。

それでは、御指名をいただきましたので、議案第36号、福生市監査委員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

福生市監査委員のうち、沖倉強委員が、平成19年5月31日をもちまして任期満了となります。

沖倉委員は、平成7年6月に監査委員に就任以来、3期12年間、豊富な知識と経験を生かされ、財務管理並びに行政運営等の適正な執行のために大変な御尽力をいただいております。私といたしましては、引き続き監査委員として御活躍をいただきたく思っておりますので、議会の御同意をいただくため、本議案を御提案申し上げたところでございます。なお、履歴につきましては、お手元の議案書に添付してございますので、御高覧をいただきたいと思います。

御審議をいただきまして、御同意くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第36号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって議案第36号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 暫時休憩いたします。

午後4時33分 休憩

~~~~~

午後4時34分 開議

○議長(原島貞夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、瑞穂斎場組合議会議員の選挙外4件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、瑞穂斎場組合議会議員の選挙外4件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 追加日程第1、瑞穂斎場組合議会議員の選挙を行います。

本組合議会議員として3名を選挙いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

瑞穂斎場組合議会議員に、末次和夫君、増田俊一君、大野悦子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました末次和夫君、増田俊一君、大野悦子君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました末次和夫君、増田俊一君、大野悦子君が瑞穂斎場組合議会議員に当選されました。よって、本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 追加日程第2、西多摩衛生組合議会議員の選挙を行います。  
本組合議会議員として、3名を選挙いたします。  
お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

西多摩衛生組合議会議員に原田剛君、串田金八君、田村昌巳君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました原田剛君、串田金八君、田村昌巳君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました原田剛君、串田金八君、田村昌巳君が西多摩衛生組合議会議員に当選されました。よって、本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、追加日程第3、東京たま広域資源循環組合議会議員の選挙を行います。

本組合議会議員として1名を選挙いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

東京たま広域資源循環組合議会議員に、小野沢久君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました小野沢久君を、当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小野沢久君が東京たま広域資源循環組合議会議員に当選されました。よって、本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 追加日程第4、東京都市収益事業組合議会議員の選挙を行います。

本組合議会議員として1名を選挙いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

東京都市収益事業組合議会議員に、田村正秋君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました田村正秋君を、当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田村正秋君が東京都市収益事業組合議会議員に当選されました。よって、本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、追加日程第5、福生病院組合議会議員の選挙を行います。

本組合議会議員として、3名を選挙いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

福生病院組合議会議員に堀雄一郎君、加藤育男君、奥富喜一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました堀雄一郎君、加藤育男君、奥富喜一君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました堀雄一郎君、加藤育男君、奥富喜一君が福生病院組合議会議員に当選されました。よって、本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 暫時休憩いたします。

午後4時42分 休憩

~~~~~

午後4時45分 開議

○議長(原島貞夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議は、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は延長することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) この際、報告事項がありますので、事務局長から報告いたさせます。

(吉野議会事務局長報告)

- 1 追加議案の送付について(議案第37号)(別添参照)
- 2 動議の受理について(特別委員会設置に関する動議2件)(別添参照)
- 3 特定事件の継続調査の申し出について(別添参照)

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

お諮りいたします。

この際、新たに提出されました市長からの議案 1 件と、議会側の動議を含む 4 件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって本 5 件は、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、追加日程第 6、議案第 37 号、福生市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、高橋章夫君を除斥いたします。

（16 番 高橋章夫君除斥）

○議長（原島貞夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 御指名をいただきましたので、議案第 37 号、福生市監査委員の選任につきまして提案理由の説明を申し上げます。

現在、監査委員 2 名中、議員の中から選出する監査委員が欠員となっております。私といたしましては議会の御意見を十分尊重し、監査委員として、議員としての経験豊かな高橋章夫議員が適任と存じ、御提案申し上げる次第でございます。

よろしく御審議をいただきまして、御決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 37 号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第 37 号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第 37 号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 37 号は原案のとおり同意されました。

（16 番 高橋章夫君除斥解除）

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、追加日程第 7、特別委員会の設置に関する動議を議題

といたします。

本件について、提出者から発言を願います。

(15番 大野聰君登壇)

○15番(大野聰君) 御指名をいただきましたので、横田基地対策特別委員会の設置に関する動議につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

なお、お手元に配付してございます内容につきましては、朗読を省略させていただきます。

横田基地を抱える当市にとりまして、大変重要な委員会の設置ではないかと思っております。皆様の御理解をいただき、設置をお願いしたいと思っているところでございます。

本委員会は、横田基地に関する周辺対策と国の交付金、補助金等の制度の改善を図り、市民生活環境の整備充実についてを付議事件として調査研究していただきたいというものでございます。なお、委員は10名で構成させていただき、期間は調査終了まで設置させていただくことをお願いしようとするものでございます。

皆様には、本委員会設置について御議決をいただき、動議の内容が設置できますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で発言は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、横田基地対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長において末次和夫君、乙津豊彦君、原田剛君、串田金八君、増田俊一君、奥富喜一君、羽場茂君、大野聰君、大野悦子君、田村正秋君、以上10人を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した諸君を横田基地対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、追加日程第8、特別委員会の設置に関する動議を議題といたします。

本件について、提出者から発言を願います。

(15番 大野聰君登壇)

○15番(大野聰君) 御指名をいただきましたので、庁舎建設特別委員会の設置に関する動議につきまして、提案理由を説明させていただきます。

皆さん御存じのように、ことし、3月末に新庁舎の1棟目が建設され、一部の移転が終わり、既に執務を行っているところでございます。あと残りの1棟が来春完成と

ということで、引き続き今議会におきましても庁舎建設特別委員会を設置し、地震等に対する安全性、バリアフリー、市民に対する利便性等を考慮した新庁舎の建設に関し、完成するまでの間、調査等をしていきたいと思いますと考えまして、本動議を提出した次第でございます。

なお、委員は9名で構成させていただき、期間は調査終了まで設置させていただくことをお願いしようとするものでございます。

皆様には、本委員会の設置について御議決をいただき、動議の内容が設置できますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で、発言は終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、庁舎建設特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において清水義朋君、杉山行男君、堀雄一朗君、加藤育男君、田村昌巳君、阿南育子君、青海俊伯君、高橋章夫君、小野沢久君、以上9名を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した諸君を、庁舎建設特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 暫時休憩いたします。

午後4時56分 休憩

~~~~~

午後5時6分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、横田基地対策特別委員会及び庁舎建設特別委員会から、正副委員長の互選結果について報告が参っておりますので、事務局長から報告いたします。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 横田基地対策特別委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告について（別添参照）
- 2 庁舎建設特別委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告について（別添参照）

○議長（原島貞夫君） ただいま事務局長から報告いたしましたとおり、それぞれ就任が決まっております。ここで、委員長及び副委員長になられた方々から順次ごあいさつを願います。

まず、横田基地対策特別委員会委員長、増田俊一君。

(横田基地対策特別委員長 増田俊一君登壇)

○横田基地対策特別委員長(増田俊一君) ただいま、委員の皆様から互選されまして、委員長という大役を仰せつかりました増田俊一でございます。

先ほど、動議の提案の中にもございましたように、当委員会は大変重要な委員会と認識いたしてございます。一生懸命に職務を全うすべく頑張っておりますので、何とぞ皆様方の特段の御支援と御指導を賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 次に、横田基地対策特別委員会副委員長、串田金八君。

(横田基地対策特別副委員長 串田金八君登壇)

○横田基地対策特別副委員長(串田金八君) ただいま、委員会により横田基地対策特別委員会の副委員長に互選されました。増田委員長を助け、一生懸命職務を遂行したいと思っておりますので、皆様の御協力を切にお願い申し上げまして、あいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いします。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 次に、庁舎建設特別委員会委員長、青海俊伯君。

(庁舎建設特別委員長 青海俊伯君登壇)

○庁舎建設特別委員長(青海俊伯君) ただいま、庁舎建設特別委員会の委員各位の互選をいただきまして、委員長に就任いたしました青海俊伯でございます。

委員各位の活発な御意見をいただきながら、特別委員会に付託された当初の目的を完遂できますよう全力で職務に邁進していきたいと思っておりますので、委員各位の格段の御指導、御配慮、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 次に、庁舎建設特別委員会副委員長、清水義朋君。

(庁舎建設特別副委員長 清水義朋君登壇)

○庁舎建設特別副委員長(清水義朋君) ただいま、御指名をいただきました清水義朋でございます。庁舎建設特別委員会の皆様の互選により、副委員長という役をいただき大変緊張をしておりますが、委員長を支えるべく、未熟者ではございますが、皆さんの御指導をいただきしっかりと委員会運営を行っていききたいと思っております。ぜひともよろしくお願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 以上で、正副委員長のあいさつは終わりました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) この際、各種委員会等委員について、事務局より報告いたします。

○議会事務局長(吉野榮喜君) 御報告申し上げます。各種委員会等委員でございます。

各種委員会委員

1 福生市で組織されているもの

(1) 市長が委嘱または任命するもの

福生市民生委員推せん会

阿南育子議員

福生市都市計画審議会

清水義朋議員 乙津豊彦議員 加藤育男議員 青海俊伯議員

(2) 規則・規約・要綱・定款・会則で決定しているもの

福生市表彰審査委員会

原島貞夫議員 羽場 茂議員 田村昌巳議員 加藤育男議員  
阿南育子議員

福生市社会福祉協議会

阿南育子議員

2 関係市町村で組織されているもの

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

原島貞夫議員 大野悦子議員 (第一上水道)

加藤育男議員 (第二下水道) 田村正秋議員 (第三道路)

大多摩観光連盟

原島貞夫議員

八高線電車化促進期成同盟会

原島貞夫議員

三鷹・立川間立体化複々線促進協議会

原島貞夫議員 田村昌巳議員

東京都三多摩地区消防運営協議会

原島貞夫議員

八高線八王子・高麗川間複線化促進協議会

原島貞夫議員

首都圏中央連絡道路建設促進協議会

原島貞夫議員

多摩地域都市モノレール等建設促進協議会

原島貞夫議員 加藤育男議員

西多摩地域広域行政圏協議会審議会

原島貞夫議員 羽場 茂議員 田村昌巳議員

熊川・松原線歩道橋改良事業促進協議会

堀雄一郎議員 阿南育子議員 高橋章夫議員

J R五日市線複線化促進協議会

原島貞夫議員

以上でございます。

○議長(原島貞夫君) ただいま事務局長から報告しましたとおり、それぞれ委員として就任が決まりました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 追加日程第9、議員派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。

地方自治法第100条第12項及び福生市議会会議規則第158号の規定に基づき、

閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等については議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、追加日程第10、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会及び議会運営委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成19年第1回福生市議会臨時会を閉会します。

午後5時17分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会臨時議長 原 島 貞 夫

福 生 市 議 会 議 長 原 島 貞 夫

議員 清 水 義 朋

議員 末 次 和 夫

議員 杉 山 行 男

⑤

福総総発第 24 号

平成 19 年 5 月 10 日

福生市議会議長 殿

福生市長 野 澤 久 人 図

平成 19 年第 1 回福生市議会臨時会の招集について

平成 19 年 5 月 10 日付け、福生市告示第 59 号（別紙参照）をもって、平成 19 年第 1 回福生市議会臨時会を招集したので通知します。

福生市告示第 59 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 2 項の規定に基づき、平成 19 年第 1 回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 19 年 5 月 10 日

福生市長 野 澤 久 人 図

1 期 日 平成 19 年 5 月 17 日

2 場 所 福生市議会議場

3 付議事件

（1） 福生市監査委員の選任について

（2） 専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

（3） 専決処分の承認を求めることについて（福生市都市計画税条例の一部を改正する条例）

（4） 議長の選挙

（5） 副議長の選挙

（6） 常任委員会委員の選任

（7） 議会運営委員会委員の選任

（8） 瑞穂斎場組合議会議員の選挙

（9） 西多摩衛生組合議会議員の選挙

（10） 東京たま広域資源循環組合議会議員の選挙

（11） 東京都市収益事業組合議会議員の選挙

（12） 福生病院組合議会議員の選挙

平成 19 年 5 月 10 日

福生市議会議長 殿

福生市長 野 澤 久 人 閣

議案の送付について

平成 19 年第 1 回福生市議会臨時会に提案するため、次の議案を送付します。

- 1 議案第 36 号 福生市監査委員の選任について
- 2 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収
条例の一部を改正する条例）
- 3 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（福生市都市計画税
条例の一部を改正する条例）

議案第 36 号

福生市監査委員の選任について

上記の議案を提出する。

平成 19 年 5 月 17 日

福生市長 野 澤 久 人

福生市監査委員の選任について

次の者を福生市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

- 1 住 所 東京都福生市本町 91 番地
- 2 氏 名 沖 倉 強
- 3 生年月日 昭和 25 年 5 月 23 日

(資 料)

履 歴 書

住 所 東京都福生市本町 91 番地

氏 名 沖 倉 強

生年月日 昭和 25 年 5 月 23 日

学 歴 昭和 49 年 3 月

早稲田大学商学部卒業

公 職 歴 平成 6 年 1 月～平成 6 年 9 月

福生市情報公開制度及び個人情報保護制度審議会委員

平成 7 年 6 月～現在

福生市代表監査委員

平成 7 年 7 月～現在

西多摩衛生組合監査委員

平成 7 年 7 月～現在

東京都市収益事業組合監査委員

平成 7 年 7 月～平成 14 年 3 月

青梅、羽村、福生地区都市下水路組合監査委員

団 体 歴 昭和 64 年 1 月～平成元年 12 月

福生青年会議所専務理事

平成 3 年 6 月～平成 5 年 6 月

東京税理士会青梅支部副支部長（庶務担当）

平成 9 年 6 月～平成 11 年 6 月

東京税理士会青梅支部副支部長（会計担当）

平成 9 年 5 月～平成 11 年 5 月

福生市立福生第一小学校 P T A 副会長

平成 15 年 6 月～平成 17 年 6 月

東京税理士会青梅支部副支部長（綱紀監察担当）

平成 17 年 6 月～現在

東京税理士会青梅支部支部長

職 歴 昭和 50 年 2 月～昭和 55 年 8 月

新光監査法人勤務

昭和 55 年 9 月～現在

沖倉公認会計士事務所経営

昭和 58 年 11 月～現在

沖倉税理士事務所経営

上記のとおり相違ありません。

平成 19 年 4 月 12 日

氏 名 沖 倉 強 ㊟

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成 19 年 5 月 17 日

福生市長 野 澤 久 人

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、福生市
税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成 19 年条例第 17 号）を別紙写しの
とおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、報告し、その承認を求め
る。

⑦

専決第 1 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、福生市
税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 19 年 3 月 31 日

福生市長 野 澤 久 人 図

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

福生市税賦課徴収条例(昭和 30 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「均等割額によって」の次に「、第 5 号の者に対しては法人税割額によって」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 法人課税信託(法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの

第 23 条第 2 項中「本節」を「この節」に改め、同条第 3 項中「の定」を「の定め」に改め、「含む。)」の次に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」に改め、「これに」を削る。

第 31 条第 2 項の表第 1 号中「(昭和 40 年法律第 34 号)」を削る。

第 33 条の 5 を次のように改める。

(法人等の市民税の課税の特例)

第 33 条の 5 前条の規定にかかわらず、資本の金額又は出資金額が 1 億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)及び第 23 条第 3 項において法人とみなされるもので、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年 1,000 万円未満であるものに対する各事業年度若しくは各連結事業年度又は各計算期間の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に 14.7 分の 2.4 の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

- 2 前項の規定を適用する場合における資本の金額又は出資金額は、法人の各事業年度若しくは各連結事業年度又は各計算期間の終了の日における額とする。ただし、法人税法第 72 条第 1 項の規定が適用されるものにあつては、当該事業年度開始の日以後 6 月を経過した日の前日における額とし、

法人等が解散した場合における清算中の事業年度にあっては、当該解散の日における額とする。

3 第1項に規定する法人税額は、次の各号のいずれかに該当する額とする。

(1) 法第292条第1項第4号の法人税額又は法第292条第1項第4号の2の個別帰属法人税額

(2) 法第321条の13の規定を適用する法人等にあつては、同条の規定を適用して分割する前の金額

(3) 事業年度が1年に満たない法人等に対する第1項の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは「1,000万円に当該法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数（この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とする。）を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

第33条の6の2を削る。

第83条中「3,064円」を「3,298円」に改める。

第112条第5項中「第36条の2の4」を「第36条の2の3」に改める。

附則第12条の2第5項第2号中「第12条第23項」を「第12条第22項」に改め、同条第6項中「第12条第25項」を「第12条第24項」に改め、同条に次の1項を加える。

7 法附則第16条第11項の高齢者等居住改修住宅又は同条第12項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第11項に規定する改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第7項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) 改修工事が完了した年月日
- (6) 改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) 改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由

附則第13条の2の次に次の1条を加える。

(平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例)

第13条の3 法附則第17条の3第1項に規定する鉄軌道用地に対して課する平成19年度分の固定資産税の課税標準は、第51条の2第2項又は第4項の規定にかかわらず、当該鉄軌道用地に沿接する土地又は付近の土地に係る平成18年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の3第7項に規定する特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、第51条の2第3項又は第5項の規定にかかわらず、当該特例土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。ただし、特例土地について平成20年度に係る固定資産税の賦課期日において地目の変換その他これに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適當であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、当該特例土地に類似する土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準

準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

附則第 19 条の 2 第 3 項中「第 36 条の 5 から第 37 条まで」を「第 36 条の 5、第 37 条」に改める。

附則第 20 条の 2 の 2 第 1 項中「証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 20 項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げる取引」に改める。

附則第 20 条の 2 の 3 中「平成 20 年度」を「平成 21 年度」に改める。

附則第 20 条の 3 第 7 項中「平成 19 年 3 月 31 日」を「平成 21 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 20 条の 6 第 3 項中「平成 20 年 3 月 31 日」を「平成 21 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 20 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

（保険料に係る個人の市民税の課税の特例）

第 20 条の 7 所得割の納税義務者が支払った、又は控除される保険料（租税条約実施特例法第 5 条の 2 第 1 項に規定する保険料をいう。）については、法第 314 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第 35 条の 2 第 3 項の規定は、前項の納税義務者（同条第 1 項又は第 2 項の規定によって同条第 1 項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

附則第 21 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「平成 18 年 7 月 1 日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 19 条の 2 第 3 項の改正規定 平成 20 年 4 月 1 日

(2) 第 23 条及び第 31 条第 2 項の改正規定 信託法(平成 18 年法律第 108 号)の施行の日

(3) 附則第 20 条の 2 の 2 第 1 項の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 65 号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 改正後の福生市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)附則第 20 条の 7 第 1 項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成 19 年 4 月 1 日以降に支払う、又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 19 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 18 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

報告第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成 19 年 5 月 17 日

福生市長 野 澤 久 人

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、福生市
都市計画税条例の一部を改正する条例（平成 19 年条例第 18 号）を別紙写しの
とおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、報告し、その承認を求め
る。



専決第 2 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、福生市
都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 19 年 3 月 31 日

福生市長 野 澤 久 人 図

福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

福生市都市計画税条例(昭和 31 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「から第 32 項まで、第 34 項、第 37 項又は第 38 項」を「、第 31 項、第 33 項、第 36 項又は第 37 項」に改める。

附則第 16 項中「附則第 15 条第 2 項、第 15 項、第 16 項、第 35 項、第 37 項、第 41 項、第 44 項、第 45 項、第 47 項、第 48 項、第 50 項、第 51 項、第 52 項、第 53 項、第 54 項、第 55 項又は第 58 項」を「法附則第 15 条第 2 項、第 14 項、第 15 項、第 32 項、第 34 項、第 38 項、第 41 項、第 42 項、第 44 項、第 45 項、第 47 項、第 48 項、第 49 項、第 50 項、第 51 項、第 52 項又は第 55 項」に、「第 38 項」を「第 37 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福生市都市計画税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成18年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

②

福総総発第5号

平成19年4月4日

福生市議会議長

石川和夫様

福生市長 野澤久人 閣

市議会議事説明員の委任について

平成19年4月1日付けの組織改正及び人事異動に伴い、平成19年1月4日付け、福総文発第129号で通知した市議会議事説明員の委任についての一部を次のとおり変更したので通知します。

職 名	氏 名
副 市 長	高 橋 保 雄
子 ども 家 庭 部 長	町 田 正 春
企画財政部秘書広報課長	森 田 明
総 務 部 職 員 課 長	坂 本 勝 久
市民部総合窓口課長	島 田 兼 男
市 民 部 課 税 課 長	井 上 秀 男
市 民 部 収 納 課 長	岡 野 康 弘
生活環境部協働推進課長	高 橋 泰
福祉部社会福祉課長	西 湖 均
福 祉 部 主 幹	薄 田 道 夫
子ども家庭部子ども育成課長	古 谷 光 好
子ども家庭部子育て支援課長	薄 田 公 子

福 祉 部 健 康 課 長	板 垣 俊 和
都市建設部まちづくり計画課長	小 峯 勝
都市建設部施設管理課長	山 崎 勇
都市建設部施設工事課長	滝 島 肇
市 民 会 館 長	伊 東 静 一

⑦

福教庶発第2号

平成19年4月4日

福生市議会議長

石川和夫様

福生市教育委員会委員長 清水希益 閣

市議会議事説明員の委任について

平成19年4月1日付けの人事異動に伴い、平成19年1月4日付け、福教庶発第123号で通知した市議会議事説明員の委任についての一部を次のとおり変更したので通知します。

職	名	氏	名
教 育 次 長	宮 田 満		
参 事	川 越 孝 洋		
庶 務 課 長	福 島 秀 男		
指 導 室 長	川 越 孝 洋		
主 幹	吉 澤 淳		
公 民 館 長	伊 東 静 一		

⑤

福 選 発 第 1 号

平成 19 年 4 月 4 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市選挙管理委員会

委員長 樋 口 拓 行 氏

市議会議事説明員の委任について

平成 19 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴い、平成 19 年 1 月 4 日付け、福選発第 31 号で通知した市議会議事説明員の委任についての一部を次のとおり変更したので通知します。

職 名	氏 名
事 務 局 長	榎 戸 宏

⑤

福 固 審 発 第 1 号

平成 19 年 4 月 4 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市固定資産評価審査委員会

委員長 森 田 展 州 閣

市議会議事説明員の委任について

平成 19 年 4 月 1 日付けの組織改正に伴い、平成 19 年 1 月 4 日付け、福固審
発第 7 号で通知した市議会議事説明員の委任についての一部を次のとおり変更
したので通知します。

職 名	氏 名
総 務 部 総 務 課 長	村 野 光 治

福 議 発 第 6 号
平成 19 年 5 月 10 日

様

福生市議会事務局長
吉 野 榮 喜

議案説明員の出席要求について

平成19年第1回福生市議会臨時会にご出席くださるよう、地方自治法第
121条の規定により要求いたします。

なお、議案写しを別紙のとおり送付いたします。

- 1 期 日 平成19年 5 月 17 日(木)
- 2 場 所 福生市議会議場

⑤

福 監 発 第 4 号
平成 1 9 年 4 月 3 日

福生市長 野 澤 久 人 様
福生市議会議長
石 川 和 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 今 林 昌 茂

平成 1 9 年 2 月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 3 月 2 3 日 (金)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成 1 9 年 2 月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 2 月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、2 月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成 19 年 2 月分

平成 18 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本 月 中 歳 入 額	本月末歳入累計額	収入率	本 月 末 現 在 高
		本 月 中 歳 出 額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円 21,827,377	1,124,792,243	15,596,853,925	71.5	運 430,000,000
		1,269,739,482	16,000,006,625	73.3	△403,152,700
国 保 会 計	5,327,701	365,483,898	4,295,751,662	80.6	運 350,000,000
		475,404,566	4,621,539,085	86.7	△325,787,423
老人保健医療会計	3,235,762	248,969,816	2,661,605,257	82.3	15,076,035
		269,747,522	2,646,529,222	81.8	
下水道事業会計	2,241,718	128,546,794	1,596,643,284	71.2	237,665,842
		4,599,768	1,358,977,442	60.6	
介護保険会計	2,631,291	180,433,496	2,153,728,392	81.9	54,564,825
		205,601,140	2,099,163,567	79.8	
受託水道事業会計	419,862	12,454,000	272,541,610	64.9	43,375,175
		11,327,845	229,166,435	54.6	
合 計	35,683,711	2,060,680,247	26,577,124,130	74.5	運 780,000,000
		2,236,420,323	26,955,382,376	75.5	△378,258,246

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	54,424,093	263,126,523	261,867,683	55,682,933
都 税	86,317,890	128,533,100	86,317,890	128,533,100
合 計	140,741,983	391,659,623	348,185,573	184,216,033

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金	116,454,586	0	0	116,454,586
庁舎建設基金	2,336,328,422	0	0	2,336,328,422
都市施設整備基金	1,386,863,014	0	0	1,386,863,014
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,158,079	0	0	352,158,079
財政調整基金	運△420,000,000 1,662,922,102	0	運 360,000,000 0	運△780,000,000 1,662,922,102
学校施設等整備基金	1,949,212,913	0	0	1,949,212,913
ふるさと人づくりまちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	11,917,532	0	0	11,917,532
中小企業振興資金 融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費等資金貸付基金	5,720,000	返 432,048	貸 152,048	6,000,000
合 計	運△420,000,000 8,252,708,671	432,048	運 360,000,000 152,048	運△780,000,000 8,252,988,671

・ 運は運用金 ・ 返は返済金 ・ 貸は貸付金

新旧対照表

○福生市税賦課徴収条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考								
(市民税の納税義務者) 第23条 市民税は第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、<u>第5号の者に対しては法人税割額によって課する。</u> (1)～(4) 省略 (5) <u>法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)</u>の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの 2 外国法人に対する<u>この節</u>の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)<u>又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。</u> (均等割の税率) 第31条 第23条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の税率は、3,000円とする。 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下この節において同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。 <table><tr><th>法人等の区分</th><th>税率</th></tr><tr><td>1 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法(平成7年法律第105</td><td>年 300 額 万 円</td></tr></table>	法人等の区分	税率	1 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法(平成7年法律第105	年 300 額 万 円	(市民税の納税義務者) 第23条 市民税は第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって課する。 (1)～(4) 省略 2 外国法人に対する<u>本節</u>の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の<u>定</u>があり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)<u>は、法人とみなして、本節中法人に関する規定をこれに適用する。</u> (均等割の税率) 第31条 第23条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の税率は、3,000円とする。 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下この節において同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。 <table><tr><th>法人等の区分</th><th>税率</th></tr><tr><td>1 資本金等の額(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法(平成7年法律第105</td><td>年 300 額 万 円</td></tr></table>	法人等の区分	税率	1 資本金等の額(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法(平成7年法律第105	年 300 額 万 円	例規集869頁 ◎信託法改正に伴う法人市民税の納税義務者の追加 信託法の施行日 870～871頁
法人等の区分	税率									
1 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法(平成7年法律第105	年 300 額 万 円									
法人等の区分	税率									
1 資本金等の額(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法(平成7年法律第105	年 300 額 万 円									

改正案				現行				備考
	号)に規定する相互会社 にあっては、令第45条の 3の2に定めるところに より算定した純資産額) をいう。次号から第8号 までにおいて同じ。)が 50億円を超える法人(保 険業法に規定する相互会 社以外の法人で資本金の 額又は出資金の額を有し ないもの並びに法人税法 第2条第5号の公共法人 及び同条第6号の公益法 人等(防災街区整備事業 組合、管理組合法人及び 団地管理組合法人、マン ション建替組合、地方自 治法(昭和22年法律第67 号)第260条の2第1項の 認可を受けた地縁による 団体並びに特定非営利活 動促進法(平成10年法律 第7号)第2条第2項に 規定する法人を含む。) で均等割のみを課される ものを除く。次号から第 8号までにおいて同じ。) で市内に有する事務所、 事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞 与又はこれらの性質を有 する給与の支給を受ける こととされる役員を含 む。)の数の合計数(次 号から第8号までにおい て「従業者数の合計数」 という。)が50人を超え るもの				号)に規定する相互会社 にあっては、令第45条の 3の2に定めるところに より算定した純資産額) をいう。次号から第8号 までにおいて同じ。)が 50億円を超える法人(保 険業法に規定する相互会 社以外の法人で資本金の 額又は出資金の額を有し ないもの並びに法人税法 第2条第5号の公共法人 及び同条第6号の公益法 人等(防災街区整備事業 組合、管理組合法人及び 団地管理組合法人、マン ション建替組合、地方自 治法(昭和22年法律第67 号)第260条の2第1項の 認可を受けた地縁による 団体並びに特定非営利活 動促進法(平成10年法律 第7号)第2条第2項に 規定する法人を含む。) で均等割のみを課される ものを除く。次号から第 8号までにおいて同じ。) で市内に有する事務所、 事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞 与又はこれらの性質を有 する給与の支給を受ける こととされる役員を含 む。)の数の合計数(次 号から第8号までにおい て「従業者数の合計数」 という。)が50人を超え るもの			
2	資本金等の額が10億円 を超え50億円以下である 法人で従業者数の合計数 が50人を超えるもの	年 額	175 万 円	2	資本金等の額が10億円 を超え50億円以下である 法人で従業者数の合計数 が50人を超えるもの	年 額	175 万 円	
3	資本金等の額が10億円 を超える法人で従業者数 の合計数が50人以下であ るもの	年 額	41 万 円	3	資本金等の額が10億円 を超える法人で従業者数 の合計数が50人以下であ るもの	年 額	41 万 円	
4	資本金等の額が1億円 を超え10億円以下である 法人で従業者数の合計数 が50人を超えるもの	年 額	40 万 円	4	資本金等の額が1億円 を超え10億円以下である 法人で従業者数の合計数 が50人を超えるもの	年 額	40 万 円	
5	資本金等の額が1億円 を超え10億円以下である	年 額	16 万	5	資本金等の額が1億円 を超え10億円以下である	年 額	16 万	

改正案				現行				備考
	法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの		円		法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの		円	
6	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額	15万円	6	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額	15万円	
7	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額	13万円	7	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額	13万円	
8	資本金等の額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額	12万円	8	資本金等の額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額	12万円	
9	前各号に掲げる法人以外の法人等	年額	5万円	9	前各号に掲げる法人以外の法人等	年額	5万円	
3 省略 (法人等の市民税の課税の特例)				3 省略				872～873頁
第33条の5 前条の規定にかかわらず、資本の金額又は出資金額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）及び第23条第3項において法人とみなされるもので、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円未満であるものに対する各事業年度若しくは各連結事業年度又は各計算期間の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に14.7分の2.4の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。				第33条の5 削除				
2 前項の規定を適用する場合における資本の金額又は出資金額は、法人の各事業年度若しくは各連結事業年度又は各計算期間の終了の日における額とする。ただし、法人税法第72条第1項の規定が適用されるものにあつては、当該事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日における額とし、法人等が解散した場合における清算中の事業年度にあつては、当該解散の日における額とする。								
3 第1項に規定する法人税額は、次の各号のいずれかに該当する額とする。								
(1) 法第292条第1項第4号の法人税額又は法第292条第1項第4号の2の個別帰属法人税額								
(2) 法第321条の13の規定を適用する法人等にあつては、同条の規定を適用して分割する前の金額								
(3) 事業年度が1年に満たない法人等に対する第1項の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは「1,000万円に当該法人税								

改正案	現行	備考
額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数(この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とする。)を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。 (法人等の市民税の課税の特例) 第33条の6の2 削除	(法人等の市民税の課税の特例) 第33条の6の2 前条の規定にかかわらず、資本の金額又は出資金額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)及び第23条第3項において法人とみなされるもので、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円未満であるものに対する各事業年度若しくは各連結事業年度又は各計算期間の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に14.7分の2.4の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。 2 前項の規定を適用する場合における資本の金額又は出資金額は、法人の各事業年度若しくは各連結事業年度又は各計算期間の終了の日における額とする。ただし、法人税法第72条第1項の規定が適用されるものにあつては、当該事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日における額とし、法人等が解散した場合における清算中の事業年度にあつては、当該解散の日における額とする。 3 第1項に規定する法人税額は、次の各号の一に該当する額とする。 (1) 法第292条第1項第4号の法人税額又は法第292条第1項第4号の2の個別帰属法人税額 (2) 法第321条の13の規定を適用する法人等にあつては、同条の規定を適用して分割する前の金額 (3) 事業年度が1年に満たない法人等に対する第1項の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは「1,000万円に当該法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数(この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とする。)を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。	
(たばこ税の税率) 第83条 たばこ税の税率は、1,000本につき3,298円とする。 (特別土地保有税の納税義務者等) 第112条 1～4 省略 5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区	(たばこ税の税率) 第83条 たばこ税の税率は、1,000本につき3,064円とする。 (特別土地保有税の納税義務者等) 第112条 1～4 省略 5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区	899頁 ◎特例税率の本則化施行日 平成19年4月1日 901～902頁

改正案	現行	備考
画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定によって管理する土地（以下本項において「保留地予定地等」という。）があるばあいにおいて、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として令第36条の2の3に規定する日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。 附 則 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第12条の2 1～4 省略 5 法附則第16条第7項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 （1）省略 （2）家屋の住所、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 （3）省略 6 法附則第16条第8項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市	画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定によって管理する土地（以下本項において「保留地予定地等」という。）があるばあいにおいて、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として令第36条の2の4に規定する日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。 附 則 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第12条の2 1～4 省略 5 法附則第16条第7項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 （1）省略 （2）家屋の住所、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第23項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 （3）省略 6 法附則第16条第8項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第25項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市	912～913頁

改正案	現行	備考
係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第19条の2 1～2 省略 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、<u>第36条の5、第37条</u>、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の4までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす (特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) 第20条の2の2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式として価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項並びに次条において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。 2～3 省略 (上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例) 第20条の2の3 平成16年度から平成21年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、附則第20条の2第1項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の3第5項から第7項までに定めるところにより計算した金額(以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する市民税の	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第19条の2 1～2 省略 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、<u>第36条の5から第37条まで</u>、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の4までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす (特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) 第20条の2の2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式として価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項並びに次条において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。 2～3 省略 (上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例) 第20条の2の3 平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、附則第20条の2第1項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の3第5項から第7項までに定めるところにより計算した金額(以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する市民税の	922～923頁 条文整備 施行日 平成20年4月1日 926～927頁 条文整備 証券取引法等の改正法の施行日 927頁 ◎ 軽減税率 の適用期限を1年間延長 施行日 平成19年4月1日

改正案	現行	備考
所得割の額は、附則第 20 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同条第 2 項第 1 号の規定により適用される第 33 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 1.8 に相当する額とする。 （特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）	所得割の額は、附則第 20 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同条第 2 項第 1 号の規定により適用される第 33 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 1.8 に相当する額とする。 （特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）	930 頁 ◎特例の適用期限を 2 年間延長
第 20 条の 3 1～6 省略	第 20 条の 3 1～6 省略	施行日
7 特定株式を平成 12 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に払込みにより取得した所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（法附則第 35 条の 3 第 8 項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第 18 条の 6 第 35 項に定める期間が 3 年を超える場合に限る。）をした場合における附則第 20 条の 2 第 1 項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条の 6 第 36 項で定めるところにより計算した金額の 2 分の 1 に相当する金額とする。	7 特定株式を平成 12 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に払込みにより取得した所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（法附則第 35 条の 3 第 8 項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第 18 条の 6 第 35 項に定める期間が 3 年を超える場合に限る。）をした場合における附則第 20 条の 2 第 1 項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条の 6 第 36 項で定めるところにより計算した金額の 2 分の 1 に相当する金額とする。	平成 19 年 4 月 1 日
8 省略 （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）	8 省略 （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）	932 頁 ◎特例の適用期間を 1
第 20 条の 6 1～2 省略	第 20 条の 6 1～2 省略	年間延長
3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第 32 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第 32 条及び第 33 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 33 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 5（平成 21 年 3 月 31 日までに支払いを受けるべき者にあつては、100 分の 3）の税率から限度税率を控除して得た率に 100 分の 68（同日までに支払を受けるべき者にあつては、3 分の 2）を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第 3 条の 2 の 2 第 2 項の規定	3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第 32 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第 32 条及び第 33 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 33 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 5（平成 20 年 3 月 31 日までに支払いを受けるべき者にあつては、100 分の 3）の税率から限度税率を控除して得た率に 100 分の 68（同日までに支払を受けるべき者にあつては、3 分の 2）を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第 3 条の 2 の 2 第 2 項の規定	施行日 平成 19 年 4 月 1 日

改正案	現行	備考
の適用を受ける場合には、100 分の 3.4（同日までに支払を受けるべきものにあつては、100 分の 2）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。	の適用を受ける場合には、100 分の 3.4（同日までに支払を受けるべきものにあつては、100 分の 2）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。	
4～6 省略 （保険料に係る個人の市民税の課税の特例） 第 20 条の 7 所得割の納税義務者が支払った、又は控除される保険料（租税条約実施特例法第 5 条の 2 第 1 項に規定する保険料をいう。）については、法第 314 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。 2 第 35 条の 2 第 3 項の規定は、前項の納税義務者（同条第 1 項又は第 2 項の規定によって同条第 1 項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。		
（たばこ税の税率の特例） 第 21 条	（たばこ税の税率の特例） 第 21 条 平成 18 年 7 月 1 日以後に第 80 条第	
1	1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、第 83 条の規定にかかわらず、当分の間、1,000 本につき 3,298 円とする。	934 頁 ◎特例税率の本則化による条文整備
1 たばこ事業法附則第 2 条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和 40 年法律第 122 号）第 1 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市たばこ税の税率は、第 83 条_____の規定にかかわらず、当分の間、1,000 本につき 1,564 円とする。 2 前項の規定の適用がある場合における第 86 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、同条第 1 項中「第 34 号の 2 様式」とあるのは「第 48 号の 5 様式」と、同条第 2 項中「第 34 号の 2 の 2 様式」とあるのは「第 48 号の 6 様式」と、同条第 3 項中「第 34 号の 2 の 6 様式」とあるのは「第 48 号の 9 様式」と、同条第 4 項中「第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式」とあるのは「第 48 号の 5 様式又は第 48 号の 6 様式」とする。	2 平成 18 年 7 月 1 日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第 2 条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和 40 年法律第 122 号）第 1 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市たばこ税の税率は、第 83 条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000 本につき 1,564 円とする。 3 前項の規定の適用がある場合における第 86 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、同条第 1 項中「第 34 号の 2 様式」とあるのは「第 48 号の 5 様式」と、同条第 2 項中「第 34 号の 2 の 2 様式」とあるのは「第 48 号の 6 様式」と、同条第 3 項中「第 34 号の 2 の 6 様式」とあるのは「第 48 号の 9 様式」と、同条第 4 項中「第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式」とあるのは「第 48 号の 5 様式又は第 48 号の 6 様式」とする。	施行日 平成 19 年 4 月 1 日
附 則 （施行期日） 第 1 条 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。		

改正案	現行	備考
(1) 附則第19条の2第3項の改正規定 平成20年4月1日 (2) 第23条及び第31条第2項の改正規定 信託法（平成18年法律第108号）の施行の日 (3) 附則第20条の2の2第1項の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日 （市民税に関する経過措置） 第2条 改正後の福生市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第20条の7第1項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日以降に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。 （固定資産税に関する経過措置） 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。		

新旧対照表

○福生市都市計画税条例の一部改正新旧対照表

本 会 議 資 料
平成19年5月17日

改正案	現行	備考
(納税義務者) 第2条 省略 2 前項の「価格」とは当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第9項から第11項まで、第23項から第28項まで、第30項、第31項、<u>第33項、第36項又は第37項</u>の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。 3～4 省略 附 則 16 <u>法附則第15条第2項、第14項、第15項、第32項、第34項、第38項、第41項、第42項、第44項、第45項、第47項、第48項、第49項、第50項、第51項、第52項又は第55項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第37項」とあるのは「若しくは第37項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u> 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の福生市都市計画税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成18年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。	(納税義務者) 第2条 省略 2 前項の「価格」とは当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第9項から第11項まで、第23項から第28項まで、第30項から<u>第32項まで、第34項、第37項又は第38項</u>の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。 3～4 省略 附 則 16 <u>附則第15条第2項、第15項、第16項、第35項、第37項、第41項、第44項、第45項、第47項、第48項、第50項、第51項、第52項、第53項、第54項、第55項又は第58項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第38項」とあるのは「若しくは第38項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u>	

第1回臨時会（初議会）の議事進行

- 1 着席（仮議席）……………午前10時議場へ入場
- 2 （議会事務局長）—— 司会（臨時議長紹介）
〔開会のベルを鳴らす〕
- 3 臨時議長就任（年長議員）—— 開会・開議
- 4 仮議席の指定 （日程第1）
- 【休憩・全員打合会開催】
- （・正副議長の確認・各会派推薦があれば発表）
- 【開議】
- 5 議長の選挙（投票） （日程第2）
- 6 （選挙結果の報告）—— 議会事務局長報告
- 7 議長の就任あいさつ
 〔新議長、議長席に着席〕
 【休憩】————— 〔必要なら次第書の打合せ〕
- 8 議席の指定 （日程第3）
- 9 会議録署名議員の指名 （日程第4）
- 10 （諸報告）————— 議会事務局長発表
- 11 会期の決定 （日程第5）
- 12 副議長の選挙（投票）—— （日程第6）
- 13 （選挙結果の報告） 議会事務局長報告
- 14 副議長の就任あいさつ
 【休憩・全員協議会開催】
 - ・ 常任委員会委員の選出
 - ・ 議会運営委員会委員の選出（定数10人を超える場合、
委員会条例改正について協議）
 - ・ 一部事務組合議会議員
 - ・ 議会選出の監査委員の推薦人を決定
 - ・ 特別委員会委員（14日に設置を確認済）
 - ・ 各種委員の決定
 - ・ 議員会の役員を決定 ————— 全協で決める
- ◎（委員会条例の一部を改正する条例を印刷）
- ◎追加日程を議場に配付（その1）（改正があった場合）

臨時議長の運営

全協後

【開議】

- *〔議案第〇号 福生市議会委員会条例の一部を改正する条例〕

改正があれば、(追加日程第1)以下順次日程番号がずれる。

- 15 常任委員会委員の選任 (日程第7)

【休憩】

- ・常任委員会を開催し、正副委員長を互選…互選結果を議長に報告
- ・特定事件の継続調査の申し出

【開議】

- 16 (諸報告)〔正副委員長互選結果報告〕————— 議会事務局長発表

- 17 正副委員長就任あいさつ

- 18 議会運営委員会委員の選任 (日程第8)

【休憩】

- ・議会運営委員会を開催し、正副委員長を互選…互選結果を議長に報告
- ・特定事件の継続調査の申し出
- ・議会運営委員会の開催について(本会議終了後)

【開議】

- 19 (諸報告)〔正副委員長互選結果報告〕————— 議会事務局長発表

- 20 正副委員長就任あいさつ

- 21 市長提出議案(3件)

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例) (日程第9)

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(福生市都市計画税条例の一部を改正する条例) (日程第10)

議案第36号 福生市監査委員の選任について (日程第11)

【休憩】

- ・追加日程を議場に配付(追加その1)

【開議】

- 22 一部事務組合議会議員の選挙(5件)

瑞穂斎場組合議会議員の選挙 (追加日程第1)

西多摩衛生組合議会議員の選挙 (追加日程第2)

東京たま広域資源循環組合議会議員の選挙 (追加日程第3)

東京都市収益組合議会議員の選挙 (追加日程第4)

福生病院組合議会議員の選挙 (追加日程第5)

【休憩】

- ・追加議案を議場に配付(追加その2)

【開議】

- 23 (諸報告) ----- 議会事務局長発表
24 議案第 37 号 福生市監査委員の選任について (追加日程第 6)
25 特別委員会の設置に関する動議 (追加日程第 7)
26 同 委員の選任 ----- 議長が指名
27 特別委員会の設置に関する動議 (追加日程第 8)
28 同 委員の選任 ----- 議長が指名

【休憩】

- ・ 特別委員会を開催し、正副委員長を互選…互選結果を議長に報告

【開議】

- 29 (諸報告)〔正副委員長互選結果報告〕 ----- 議会事務局長発表
30 正副委員長就任あいさつ
31 各種委員会等委員の報告 ----- 議会事務局長発表
32 議員派遣について (追加日程第 9)
33 特定事件の継続調査について (追加日程第 10)
34 閉議・閉会

【議運開催 (議会だより)】

【仮 議 席 表】

傍
聴
席

入
口

入
口

15 おおのあきら 大野聰	16 たかはしあきお 高橋章夫	17 はらしまさだお 原島貞夫	18 おおのえつこ 大野悦子	19 たむらまさあき 田村正秋	20 おのざわひさし 小野沢久
---------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------

7 かとういくお 加藤育男	8 くしだきんぱち 串田金八	9 たむらまさみ 田村昌巳	10 ますだとしかず 増田俊一
---------------------	----------------------	---------------------	-----------------------

11 おくとみきいち 奥富喜一	12 あなみいくこ 阿南育子	13 はばしげる 羽場茂	14 せいがいとしひろ 青海俊伯
-----------------------	----------------------	--------------------	------------------------

1 しみずよしとも 清水義朋	2 すえつぐかずお 末次和夫	質 問 席
----------------------	----------------------	-------

3 すぎやまゆきお 杉山行男	4 おつとよひこ 乙津豊彦	5 ほりゆういちろう 堀雄一郎	6 はらだたけし 原田剛
----------------------	---------------------	-----------------------	--------------------

市長 のざわひさと 野澤 久人	副市長 たかはしやすお 高橋 保雄	収入役 なみきしげる 並木 茂	企画財政部長 のざきたかはる 野崎 隆晴	総務部長 たなべつねひさ 田辺 恒久	総務部参事 たなかますお 田中 益雄
-----------------------	-------------------------	-----------------------	----------------------------	--------------------------	--------------------------

都市建設部長 しみずきくお 清水喜久夫	生活環境部長 よしざわえいじ 吉沢 英治	市民部長 いしかわひろし 石川 弘	教育委員会参事 かわごえたかひろ 川越 孝洋	教育次長 みやたみつる 宮田 満	教育長 みやぎしんいち 宮城 眞一
---------------------------	----------------------------	-------------------------	------------------------------	------------------------	-------------------------

福祉部長 ほしのきょういちろう 星野恭一郎	子ども家庭部長 まちだまさはる 町田 正春	監査事務局長 いとうしょういち 伊藤 章一	選管事務局長 えのきどひろし 榎戸 宏
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---------------------------

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

議長席	議会事務局長 よしのえいき 吉野 栄喜
-----	---------------------------

速記席	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局
-----	-------	-------	-------	-------	-------

窓 側

会 派 名 簿

(平19. 5. 14)

会 派 名	党 派	役職名	氏 名	役職名	氏 名
正 和 会 11人 (平19. 5. 14届出)	無所属	会 長	大 野 聰		加 藤 育 男
		副会長	高 橋 章 夫		乙 津 豊 彦
		総務会長	田 村 昌 巳		杉 山 行 男
		政調会長	串 田 金 八		末 次 和 夫
		会 計	増 田 俊 一		清 水 義 朋
			原 島 貞 夫		
公 明 党 4人 (平19. 5. 14届出)	公明党	幹事長	青 海 俊 伯		原 田 剛
			羽 場 茂		堀 雄一朗
市民派未来クラブ 3人 (平19. 5. 10届出)	無所属 及び 生活者 ネット ワーク	代 表	小野沢 久	会 計	阿 南 育 子
		総 務	田 村 正 秋		
民 主 1人 (平19. 5. 14届出)	民主党	代 表	大 野 悦 子		
日本共産党 1人 (平19. 5. 14届出)	日本共産党	代 表	奥 富 喜 一		

常任委員会委員名簿

- 1 総務文教委員会 7人
- 2 建設環境委員会 6人
- 3 市民厚生委員会 7人

常任委員会委員名簿

委員会名	委員長名	副委員長名	委 員 名	
総務文教委員会				
建設環境委員会				
市民厚生委員会				

議会運営委員会委員の選任

議会運営委員会委員名簿

委員会名	委員長名	副委員長名	委 員 名	
議 会 運 営 会 委 員 会				

横田基地対策特別委員会委員の選任

横田基地対策特別委員会委員名簿

委員会名	委員長名	副委員長名	委 員 名	
横田基地対策 特 別 委 員 会				

庁舎建設特別委員会委員の選任

庁舎建設特別委員会委員名簿

委員会名	委員長名	副委員長名	委 員 名	
庁 舎 建 設 特 別 委 員 会				

一部事務組合議会議員の選挙

1 瑞穂斎場組合議会議員(3人)

--	--	--

1 西多摩衛生組合議会議員(3人)

--	--	--

1 東京たま広域資源循環組合議会議員(1人)

--

1 東京都市収益事業組合議会議員(1人)

--

1 福生病院組合議会議員(3人)

--	--	--

各種委員会等委員名簿

1 福生市で組織されているもの

(1) 市長が委嘱又は任命するもの

1 福生市民生委員推せん会 1人（議員）

--

1 福生市都市計画審議会 4人以内（議員）

(2) 規則、規約、要綱、定款、会則で決定しているもの

1 福生市表彰審査委員会 5人

議 長	副 議 長	総務文教委員長
建設環境委員長	市民厚生委員長	

1 福生市社会福祉協議会 1人（議会の代表）

--

2 関係市町村で組織されているもの

1 三多摩上下水及び道路建設促進協議会 4人（議会の代表）

議 長	第一（上水道）	第二（下水道）
第三（道路）		

1 大多摩観光連盟 1人（議長）

--

1 八高線電車化促進期成同盟会 1人（議長）

--

1 三鷹・立川間立体化複々線促進協議会 2人（市の代表）

--	--

1 東京都三多摩地区消防運営協議会 1人（議長）

議 長

1 八高線八王子・高麗川間複線化促進協議会 1人（議長）

議 長

1 首都圏中央連絡道路建設促進協議会 1人（議長）

議 長

1 多摩地域都市モノレール等建設促進協議会 2人

議 長	建設環境委員長

1 西多摩地域広域行政圏協議会審議会 3人（議員）

--	--	--

1 熊川・松原線歩道橋改良事業促進協議会 3人（議員）

--	--	--

1 JR五日市線複線化促進協議会 1人（市の代表）

--

総務文教委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告

総務文教委員会の委員長及び同副委員長を互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

総務文教委員会委員長

(土) 村 昌 巳

同 副委員長

堀 雄 一 朗

平成 19 年 5 月 17 日

総務文教委員会委員

大 野 聰

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

建設環境委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告

建設環境委員会の委員長及び同副委員長を互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

建設環境委員会委員長

加藤 育男

同 副委員長

乙津 豊彦

平成 19 年 5 月 17 日

建設環境委員会委員

乙津 豊彦

福生市議会議長

原島 貞天 様

市民厚生委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告

市民厚生委員会の委員長及び同副委員長を互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

市民厚生委員会委員長

阿南 育子

同 副委員長

杉山 将晃

平成 19 年 5 月 17 日

市民厚生委員会委員

原島 貞夫

福生市議会議長

原島 貞夫 様

議会運営委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告

議会運営委員会の委員長及び同副委員長を互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

議会運営委員会委員長

大野 聡

同 副委員長

奥喜 喜一

平成 19 年 5 月 17 日

議会運営委員会委員

大野 聡

福生市議会議長

原島 貞夫 様

⑦

福総総発第 29 号

平成 19 年 5 月 17 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

追加議案の送付について

平成 19 年第 1 回福生市議会臨時会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 1 議案第 37 号 福生市監査委員の選任について

議案第 37 号

福生市監査委員の選任について

上記の議案を提出する。

平成 19 年 5 月 17 日

福生市長 野 澤 久 人

福生市監査委員の選任について

次の者を福生市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

- 1 住 所 東京都福生市大字熊川 452 番地 11
- 2 氏 名 高 橋 章 夫
- 3 生年月日 昭和 19 年 3 月 18 日

特別委員会の設置に関する動議

上記の動議を提出する。

平成 19 年 5 月 17 日

提出者	大	野	聰
賛成者	青	海	俊伯
〃	小	野	沢久
〃	大	野	悦子
〃	奥	富	喜一

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

特別委員会の設置に関する動議

地方自治法第 110 条及び福生市議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり特別委員会を設置し、付託調査されたい。

- 1 名 称 横田基地対策特別委員会
- 2 設置の期間 平成 19 年 5 月 17 日から調査終了の日まで
- 3 委員の定数 10 人
- 4 付 議 事 件 防衛施設に係る交付金並びに支出金制度の改善、及び市民生活の環境等の整備充実について調査研究をし、民生安定のための措置を講ずることについて

特別委員会の設置に関する動議

上記の動議を提出する。

平成 19 年 5 月 17 日

提出者	大	野	聰
賛成者	青	海	俊 伯
〃	小	野	沢 久
〃	大	野	悦 子
〃	奥	富	喜 一

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

特別委員会の設置に関する動議

地方自治法第 110 条及び福生市議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり特別委員会を設置し、付託調査されたい。

- 1 名 称 庁舎建設特別委員会
- 2 設置の期間 平成 19 年 5 月 17 日から調査終了の日まで
- 3 委員の定数 9 人
- 4 付 議 事 件 地震等に対する安全性、バリアフリー、市民に対する利便性等を考慮した新庁舎の建設に関することについて

特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 19 年 5 月 17 日第 1 回臨時会)

総務文教委員会

- 1 行政機構について
- 2 広域行政圏について
- 3 学校教育について
- 4 社会教育について
- 5 防災対策について
- 6 児童・生徒の安全対策について

建設環境委員会

- 1 都市基盤整備について
- 2 商工業・観光対策について
- 3 工事の進捗状況について
- 4 駐車場対策について
- 5 公害対策について
- 6 塵芥、し尿対策について
- 7 緑化対策について
- 8 交通安全対策について
- 9 環境対策について

市民厚生委員会

- 1 福祉対策について
- 2 保健衛生対策について
- 3 窓口業務について
- 4 介護保険について

特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 19 年 5 月 17 日第 1 回臨時会)

議会運営委員会

- 1 定例会・臨時会の会期等議会運営について
- 2 議会だよりの編集及び発行について
- 3 福生市議会会議規則等について
- 4 議場施設等について

横田基地対策特別委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告

横田基地対策特別委員会の委員長及び同副委員長を互選の結果、次のとおり
決定したので報告します。

横田基地対策特別委員会委員長

滑田 俊一

同

副委員長

串田 金八

平成 19 年 5 月 17 日

横田基地対策特別委員会委員

大野 聰

福生市議会議長

原島 貞夫

様

庁舎建設特別委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告

庁舎建設特別委員会の委員長及び同副委員長を互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

庁舎建設特別委員会委員長

青海俊伯

同

副委員長

清水義明

平成 19 年 5 月 17 日

庁舎建設特別委員会委員

高橋章夫

福生市議会議長

原島 貞夫

様

